

Lab News

テーマ “遺伝学的検査における検体匿名化について”

当院においては 2004 年に静岡赤十字病院における遺伝子診断および遺伝子解析研究のための倫理指針が作成されています。遺伝学的検査は、患者とその家族の人権の尊重に配慮し正しく実施されなければなりません。遺伝学的検査に使用される検体は被検者の個人情報保護の為に匿名化符号にて取り扱うことが義務づけられています。2006 年より遺伝子検査室では検体提出時の匿名化処理を行い、結果到着時には依頼医への報告と匿名化解除さらに結果の保管を厳重に行っています。倫理指針に従い同意書の取得や検体の匿名化を行う必要のある検査、検査依頼の流れについてを以下に示します。

- (1) 遺伝性疾患の診断に関わる遺伝子・染色体検査
- (2) 家族性腫瘍の診断に関わる遺伝子検査
- (3) 生活習慣病等の疾患感受性（易罹患性）診断に関わる遺伝子検査
- (4) 薬剤応答性診断に関わる遺伝子検査
- (5) その他、個人の体質診断に関わる遺伝子検査

検査依頼の流れ

1. 遺伝子検査室に検査依頼について連絡



遺伝子検査室は必要書類を依頼医に届ける。

(静岡赤十字病院における遺伝子診断および遺伝子解析のための倫理指針より遺伝子検査申請書までを使用する。)



遺伝子検査室にて提出検体を匿名化処理する。

結果報告と保管について

1. 結果の匿名化を解除
2. 依頼に結果報告があることを電話にて伝える。
3. 依頼医は遺伝子検査室にて結果確認とカルテへの結果記載をする。
4. 依頼医は匿名化台帳の結果確認欄に日付け記入、捺印（サイン）をする。
4. 報告書は遺伝子検査室カルテ保管キャビネット（施錠）に保管する。